

## 指定訪問看護重要事項説明書

### 1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	株式会社エクセレントケアシステム
代表者氏名	大川 寛正
所在地	徳島市かちどき橋1丁目22番地1
連絡先	TEL: (088) 623-1165 FAX: (088) 623-4311

### 2. サービス提供を実施する事業所

事業所名称	訪問看護ステーションえくせれんと
介護保険指定事業所番号	指定年月日: 令和7年4月1日 3660191093
事業所所在地	徳島市南昭和町1丁目35-1 エグゼクティブタワー2階
連絡先および相談担当者	TEL: 088-679-9912 FAX: 088-679-9912 緊急連絡先: 管理者: 吉田 美恵
サービス提供地域	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、石井町、松茂町、北島町、板野町、藍住町 及び佐那河内村の区域

### 3. 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者(看護師)	1名		業務管理、従業者の管理 訪問看護の提供 訪問看護計画書の作成・指導 医療・介護給付費等の請求事務等
保健師			訪問看護の提供、訪問看護計画・報告書の作成
看護師	2名		訪問看護の提供、訪問看護計画・報告書の作成
准看護師			訪問看護の提供
理学療法士 作業療法士			訪問看護(リハビリテーション)の提供、 訪問看護計画・報告書の作成

### 4. 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日(ただし、月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前9時00分～午後6時00分まで

### 5. サービスの内容

自宅で療養される利用者とその家族が安心して在宅療養が続けられるよう主治医の指示の下看護師等が定期的に訪問し必要な処置等を行い、在宅療養の援助を行います。また、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう心身の機能回復を目指した支援を行います。

## 6. サービス利用料及び利用者負担

### (1) 介護保険・医療保険での利用料については別紙にてご案内致します。

※訪問看護ご利用に先立ち医療機関が発行する訪問看護指示書が必要となります。指示書に係る費用は医療機関窓口でのお支払いとなり、指示期間は医師の判断により、1ヶ月～6ヶ月になります。

※各加算については、毎月利用者様の同意を得て、ケアプランに組み入れられた場合に算定されます。

※ターミナルケア加算については、体制を整備し、主治医との連携の下利用者様及びご家族様等の同意を得たうえで行います。

※サービス時間は、現に要した時間でなく看護計画に基づいた標準的時間となります。

※緊急時訪問看護加算（予防緊急時訪問看護加算）をサービス内容に組み入れた利用者に緊急訪問をした場合は、サービス時間に応じた利用料金をお支払いいただきます。

それにより介護保険の支給限度額を超える場合は、超過金額は自己負担となります。

緊急時訪問看護加算（予防緊急時訪問看護加算）を組み入れていない利用者には、原則として緊急時および営業時間外の対応、訪問は出来ません。

緊急時訪問看護加算 加算同意確認欄 同意する • 同意しない

※衛生材料等ご使用の場合は別途自費が発生する場合があります。（手袋、ガーゼ、テープ等）

※サービス提供地域を超えて行う訪問看護に要した交通費や自動車を利用した場合は有料道路料金とガソリン代相当額を徴収します。（ガソリン代相当額とは、提供地域を超えた地点から起算して1km毎に50円です。）

※医療保険における訪問看護に要した交通費や自動車を利用した場合は有料道路料金とガソリン代相当額を徴収します。（ガソリン代相当額とは、事務所から5kmまでが100円とし、その地点を超えた5km毎に100円を追加徴収いたします。）

※医療保険におけるその他の利用料として別途自費が発生する場合があります。

営業時間内で90分を超える訪問看護料金：30分毎2,000円

営業日以外の訪問看護料金（通常料金に加えて）：1回あたり2,000円

週3回を超える訪問看護料金（回数制限のない疾患・状態は除く）：1回あたり8,500円

※傷病名によっては、基本療養費が異なる場合があります。

※死後の処置料は材料費込みで22,000円です。

### (2) 保険証の確認について

ご利用にあたり利用者の介護保険証及び医療保険証、マイナンバーカード、各受給者証などを確認させていただきます。また、ご利用期間中は隨時確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。

### (3) 利用料の支払い方法について。

1ヶ月の利用料金をまとめて次月に訪問する際、請求書をお渡しいたします。

阿波銀行又は徳島大正銀行から翌月15日（休日、祝日の場合は翌営業日）に引き落とされます。

利用料・引き落とし料金は利用者の負担になります。

## 7. キャンセルについて

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際はすみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）088-679-9912 訪問看護ステーションえくせれんと

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけ利用の前々日までにご連絡ください。

当日の利用者都合によるキャンセルは 2,000 円のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)

(3) キャンセル料は、利用者の支払いに合わせてお支払いいただきます。

## 8. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者 管理者 吉田 美恵

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) サービス提供中に当該ステーションの看護師等または擁護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

## 9. 衛生管理について

(1) 看護師等の清潔の保持お呼び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

(2) 事業者は感染対策を検討するための委員会の開催を概ね 6 か月に一回以上定期開催することとします。更に感染流行時には随時開催します。

(3) 感染対策担当者として管理者：吉田 美恵をおき、指針を整備し、それに基づいた研修・訓練を実施します。

## 10. 利用者または利用者家族からの当該ステーション職員に対するハラスメントについて

(1) 訪問看護提供中及び電話応対などに当該ステーション職員に対する暴言、暴力、性的な言動等が行われた場合は速やかにサービスの提供を中止し職員から管理者への報告を持って経緯、事実を確認し、利用者及び、担当ケアマネージャーへ今後の対応について通達いたします。

(2) 事象によっては速やかにこれを市町村、または警察に通報します。

## 11. BCP（業務系継続計画）について

(1) 感染症や非常災害時を想定した BCP を策定します。

(2) これらのこととを全従業者に周知し、委員会を立ち上げ計画に沿った研修・訓練を少なくとも年に一回それぞれ行うものとします。

## 1 2. 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、応急処置に全力を尽くし、必要に応じて市町村、主治医、介護支援専門員、利用者家族等と連絡をとって適切かつ迅速に対処します。
- (2) 看護師等は患者の状況、処置の方法、患者及び家族への説明内容等を看護記録等に記載します。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。
- (4) 原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (5) ご自宅等に於いて明らかに経年劣化に伴う家財等の破損につきましての賠償は負いかねます。

## 1 3. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は利用者および家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。また、従業者でなくなった場合も業務上知り得た利用者及び家族の個人情報などの秘密は保持いたします。

## 1 4. 苦情・相談窓口

○サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

当事業所 苦情・相談窓口	電話番号 088-679-9912 FAX 088-679-9913 責任者 吉田 美恵（管理者） 対応時間 (月～金) 午前 9:00～午後 6:00
-----------------	---

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等が出来ます。

徳島県国民健康保険 団体連合	所在地 徳島市川内眼地平石若松 78-1 電話番号 (088) 666-7205 (苦情専用ダイヤル)
-------------------	--

徳島県 長寿いきがい課	所在地 徳島市万代町 1 丁目 1 番地 電話番号 088-621-2169・2214・2192 FAX 088-621-2840
徳島市 高齢介護課	所在地 徳島市幸町 2 丁目 5 番地（南館 1 階） 電話番号 088-621-5585・5176・5582・5587 FAX 088-624-0961

※ その他の相談受付機関：ご住所のある市役所・町村役場の介護保険課及び健康福祉課

【説明確認欄】

令和 年 月 日

訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

〒770-0939 徳島市かちどき橋1丁目22-1  
事業者名 株式会社 エクセレントケアシステム  
代表取締役 大川 寛正 印

訪問看護ステーションえくせれんと  
説明者（管理者） 吉田 美恵 印

訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

ご利用者 住 所

氏 名 印

ご家族 住 所

氏 名 印 続柄( )